



所属ニュース・業務紹介・刊行誌

砂防課の防災教育に関する取組

河川砂防局砂防課

～土砂災害警戒区域における 小中学校の避難訓練と連携した出前講座～

1 背景・経緯

土砂災害防止法では、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられています。
⇒上記対象の小中学校(134校)における避難確保計画の作成率は100%となっていますが、
避難訓練の実施率は40%(令和6年度末時点)にとどまっており、実効性のある避難を確保するため、警戒避難体制に関する支援をより強化する必要があります。

2 県教育委員会と連携した周知・啓発

県教育委員会から市町教育委員会を通じて対象の小中学校に避難訓練の実施義務の説明とともに、児童・生徒の防災知識向上を図る出前講座の希望を募ったところ、対象134校中、58校から講座の依頼を受け、**これまでに54校で出前講座を開催しています。**(令和7年12月時点)
また、取組の拡大に向け出前講座の追加募集と防災担当教員を対象とした国の「防災教育の手引き等」の説明会を実施しています。

本出前講座を通じて、土砂災害警戒区域内の小中学校における避難訓練の実施率の向上が図られるよう関係機関とともに支援を進めます。

令和8年度からは出前講座に加え、市町の防災 担当職員や各地域局とともに、学校の防災 担当教諭向けの講習会を実施し、学校主体の防災教育、避難訓練等を支援していく予定です。
児童・生徒の防災意識向上を目指し、「早めの避難」につながるよう取り組んでまいります。

↓各地で開催される出前講座



【グループ学習(下田市)】



【フィールドワーク(富士宮市)】



【防災訓練(富士宮市)】



【出前講座(掛川市)】

[お問合せ先] 交通基盤部河川砂防局砂防課

[電 話 番 号] 054-221-3044